

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別			
その他の職員	県立高等学校及び市町村立 高等学校（定 時制の課程に 限る。）	校長及び教員（副 校長、教頭、主幹 教諭、教諭、養護 教諭、助教諭、養 護助教諭及び講師 をいう。）	八、〇八二 人	県立及び市町 村立の特別支 援学校	四、一一二 人
	県立中学校及 び市町村立中 学校（義務教 育学校の後期 課程を含む。）		九、四九七 人	市町村立小学 校（義務教育 学校の前期課 程を含む。）	一六、三八一 人
	市町村立小学 校（義務教育 学校の前期課 程を含む。）		五〇六 人		九九八 人
			四六五 人		一、四一七 人

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、〇八二人」とあるのは「八、一四五人」と、「九、四九七人」とあるのは「九、六〇一人」とする。